

# 成年後見制度の利用促進に向けた方策

関 根 薫

## 1. はじめに

我が国では、2000年4月1日に成年後見制度に係る4つの法律<sup>1)</sup>が施行され、旧来の禁治産・準禁治産の制度から新たに成年後見制度へと移行した。この改正によって、本人の判断能力や保護の必要性の程度に対応した後見、保佐、補助の三制度からなる法定後見制度が創設されるとともに、利用者本人の意思に基づく契約によって任意後見人を選任する制度が導入された。

制度改正の背景には、高齢化の進展に伴う要支援者の急速な増加や、高齢者、知的障害者、精神障害者にとって利用しやすい成年後見制度への社会的ニーズの高まりや欧米諸国における制度改正などがあげられる。また、2000年の介護保険制度の導入にあたり、認知症高齢者など契約当事者としての能力が不十分な者の法律行為を支援する仕組みが急務であったことから、同時期に成年後見制度を導入することが不可欠であった。こうした経緯から、しばしば介護保険制度と成年後見制度は車の両輪と表現されている。

しかし、成年後見制度が施行されて11年が経過した現在、利用件数は毎年増加する傾向にあるものの、十分に制度利用が進んでいるとは言い難い状況にある。2010年度現在、成年後見制度の潜在的利用者は、認知症高齢者約205万人、知的障害者約55万人、精神障害者約323万人、あわせて583万人と推計されている<sup>2)</sup>。しかし、過去10年間の実利用者総数はわずか20万件にとどまっていることから、潜在的な需要に比べ実際の制度利用者の数は著しく少ない状況にある。

こうした状況は、利用者本人の生活や療養看護に関するサービス利用等、生活全般にわたって大きな支障を来すとともに、利用者本人を悪質業者による経

済的被害や近親者または第三者による財産侵害の危険に晒すことにつながると考える。

また現行の介護保険制度では、高齢者が何らかの福祉サービスを受ける際には、サービス提供事業者との間でサービス契約の締結が必要であり、とりわけ契約当事者として能力が欠如している認知症高齢者等がサービス事業者と契約締結する際には、後見人が代理契約を行うことが必要となる。しかし、成年後見制度の利用が進んでいない現状においては、家族・親族が代理権の無いまま契約締結を代行することが黙認されることとなり、介護保険制度の導入に合わせて創設された成年後見制度の意義も失われている現状にある。今後、高齢化の進展に伴い更なる成年後見制度の需要の高まりが見込まれることから、制度利用を阻む原因を解明し、利用を促進するための施策を早急に講じる必要があると考える。

そこで、本稿では、三重県A市で実施した実態調査結果（以下：本調査）を検討対象とし、成年後見制度の利用を阻む要因の詳細な分析及びそこから導出される制度利用促進に向けた方策の提示を目的とする。

## 2. 成年後見制度の利用状況と課題

これまでの成年後見制度の利用状況、及びその傾向について成年後見関係事件の終局区分別件数を用いて確認する（表1）。

成年後見制度が施行された2000年以降の容認件数の推移をみると、後見、保佐、補助のいずれの類型についても件数は増加する傾向にあり、2010年においては、後見23,119件、保佐3,102件、補助1,135件となっている。3類型の中では後見が最も多い状況にあるが、制度が導入された2000年当時の認容件数と2010年のそれとを比較した場合、後見は約7.8倍、保佐は約12.9倍、補助は約4.2倍となり、保佐が他の類型に比べて著しく増加している状況にある。そして、これら2000年以降の各類型の容認件数を合計した値は、約20万件に達している<sup>3)</sup>。他方、任意後見監督人については、2010年において容認件数が<sup>4</sup>451件と絶対数は少ないものの、2000年当時に比べると22.6倍と後見類型以上の増加が認められる。

次に、最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見事件の概況 — 平成22年1月

表1. 成年後見関係事件の終局区分別件数の推移

年	既済 総数 件数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
2000年	5,108	2,980	5	1,257	240	2	180	272	8	136	20	0	8
2001年	10,301	6,630	16	1,930	713	11	288	472	13	135	67	1	25
2002年	13,758	8,966	37	2,613	962	11	359	550	13	143	83	4	17
2003年	17,483	12,023	57	2,758	1,316	14	294	670	8	156	147	3	37
2004年	16,986	12,309	32	2,120	1,271	15	253	684	10	100	150	6	36
2005年	19,955	14,498	32	2,141	1,806	17	240	853	7	113	201	6	41
2006年	33,081	27,558	41	2,107	1,932	18	210	799	12	83	260	2	59
2007年	25,392	19,757	53	1,937	2,040	11	255	856	7	124	273	7	72
2008年	26,645	20,695	30	1,967	2,273	10	246	896	3	103	326	7	89
2009年	27,409	21,264	28	1,764	2,457	13	274	987	4	95	421	7	95
2010年	29,982	23,119	37	1,650	3,102	17	281	1,135	11	87	451	10	82

※2007年までは4月から翌年3月までに終局した件数。2008年以降は1月から12月までに終局した件数。

その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

(資料出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成。

～12月—)によって申立ての状況について確認すると、申立人については、本人の子どもが最も多く全体の約37.1%を占めている。利用者本人の性年齢については、男女ともに、80歳以上が最も多く、男性は32.6%、女性59.1%となっている。申立ての動機としては、財産管理処分(26,883件)が最も多く、次いで身上監護(10,403件)、遺産分割協議(4,737件)とつづいている。成年後見人等と本人との関係は、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が選任されたものが全体の約58.6%を占め、親族以外の第三者が選任されたものは約41.1%となっている。2000年の同概況では、親族以外の第三者が選任された割合は9.1%であったことから、後見人の社会化が進んでいることもうかがえる。

以上のように、成年後見制度が導入されて以降、着実に利用者数は増加する傾向にある。但し、国際的な成年後見制度の利用率は総人口の1%に相当すると言われ、ドイツでは8,100万人の人口に対して、約100万人が利用している<sup>4)</sup>。高齢化率が他国よりも高い日本においては、潜在的な需要は総人口の1%を大きく上回ることが予測されることから、現状の約20万件では、依然として潜在的な需要を満たすレベルに至っていないと考えられる。

以上の知見を踏まえた上で、次では、三重県A市で実施した実態調査の結果より成年後見制度の利用実態・潜在的需要、及び事業所における取り組み状況を把握するとともに、制度の利用を阻む要因について明らかにする。

### 3. 調査の概要

三重県A市に所在する高齢者・介護保険サービス事業所、及び障害福祉サービス事業所、を対象に留め置き法で自計式調査票を用いた全数調査（合計55事業所）を実施した。本調査では、「事業所票」と「個票」の2種類の調査票を用い、「事業所票」では、成年後見制度に関する事業所、及び利用者の実態・ニーズ等について、各事業所に対し1票ずつ回答を求めた。また、「事業所票」内の設問で、「家族等の支援者もおらず、現在、法定後見制度の利用がただちに必要だと思われるが、制度利用につながっていない利用者」に該当するケースがあった事業所については、「個票」を用い、その利用者本人を主に担当している職員に対し1ケースにつき1個票ずつ回答を求める形式で、制度利用に至っていない個々の利用者より詳細な実態・ニーズの把握につとめた。調査期間は2011年2月8日～4月26日である。有効回答数は、事業所票55件（回収率100%）、個票65件であった。

調査の実施に際しては、本調査結果は統計的に処理すること、事業所や個人を特定できる情報や回答内容は公表しないことを明記した。

## 4. 結 果

### （1）調査対象の概要

「事業所票」の調査対象を事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービス事業所は、「地域包括支援センター」1.8%（N=1）、「居宅介護支援事業所」30.9%（N=17）、「特別養護老人ホーム」9.1%（N=5）、「老人保健施設」3.6%（N=2）、「介護療養型医療施設」1.8%（N=1）、「小規模多機能型居宅介護事業所」7.3%（N=4）、「グループホーム」10.9%（N=6）、「有料老人ホーム」1.8%（N=1）、「ケアハウス」5.5%（N=3）、「養護老人ホーム」1.8%（N=1）、「入院医療機関：病院」1.8%（N=1）、「高齢者専用賃貸住宅」3.6%

(N = 2), 「医療療養型病棟」1.8% (N = 1) であった。他方, 障害福祉サービス事業所は, 「地域生活支援事業」3.6% (N = 2), 「障害者支援施設」3.6% (N = 2), 「共同生活介護: ケアホーム」7.3% (N = 4), 「訪問看護事業所」3.6% (N = 2) であった。

「個票」の利用者本人の基本属性を確認すると, 「男性」56.9% (N = 37), 「女性」37.5% (N = 28) であった。年齢に関しては, 「25歳未満」6.2% (N = 4), 「25~49歳」23.1% (N = 15), 「50~74歳」46.2% (N = 30), 「75歳以上」24.6% (N = 16) と50歳以上が7割を占めていた。利用者本人が受けている事業区分は, 「高齢者福祉・介護保険サービス」24.6% (N = 16), 「障害福祉サービス」75.4% (N = 49) であった。

## (2) 事業所対象調査の結果

### 1) 成年後見制度の利用状況と潜在的需要

成年後見制度及び任意後見制度の利用状況について, 現利用者も含めた両制度の利用対象者数<sup>5)</sup>は1662人で, そのうち「法定後見制度の利用者(申立て手続き中も含む)」は6.9%, 「任意後見制度の利用者」は0.3%であった。事業区分別に確認すると, 「法定後見制度の利用者」は, 高齢者福祉・介護保険サービスが2.4%であるのに対し, 障害福祉サービスでは15.6%であった。

他方, 潜在的需要として, 現在制度利用に至っていない利用対象者の状況を確認すると, 「現在, 法定後見制度の利用が必要だと思われるが, 家族等の支援により, ただちに制度利用が必要ではない利用者」が78.6%であり, 「家族等の支援者がおらず, 現在, 法定後見制度の利用がただちに必要だが制度利用につながっていない利用者」は3.9%であった。家族等の支援を受けている利用者の割合を事業区分別にみると, 高齢者福祉・介護保険サービスの方が高く89.7%に上っている。

また, 同制度の需要の将来予測として, 「現在は不要だが, 近い将来(5年以内)に法定後見制度の利用が必要だと思われる利用者」は, 全体では10.3%であった。事業区分別では, 障害福祉サービスの方が割合が高く, 18.8%であった。

表2. 成年後見制度の利用状況及び需要

	全 体	高齢者福祉・介護保険 サービス事業所	障害福祉 サービス事業所
1. 法定後見制度の利用者（申立て手続き中も含む）※	114 6.9%	26 2.4%	88 15.6%
①（うち）施設・機関が申立に関わったケース	86 75.4%	5 19.2%	81 92.0%
②（うち）市長申立てのケース	14 12.3%	7 26.9%	7 8.0%
③（うち）市町村から後見人報酬の助成を受けている ケース	1 0.9%	0 0.0%	1 1.1%
④（うち）後見人が選任されているケース	86 75.4%	18 69.2%	68 77.3%
⑤（うち）保佐人が選任されているケース	19 16.7%	7 26.9%	12 13.6%
⑥（うち）補助人が選任されているケース	4 3.5%	0 0.0%	4 4.5%
2. 任意後見制度の利用者	5 0.3%	5 0.5%	0 0.0%
3. 現在、法定後見制度の利用が必要だと思われるが、家族等 の支援により、ただちに制度利用が必要ではない利用者	1306 78.6%	985 89.7%	321 56.9%
4. 家族等の支援者もおらず、現在、法定後見制度の利用がた だちに必要だが制度利用につながっていない利用者	65 3.9%	16 1.5%	49 8.7%
5. 現在は不要だが、近い将来（5年以内）に法定後見制度 の利用が必要だと思われる利用者	172 10.3%	66 6.0%	106 18.8%
合 計	1662 100.0%	1098 100.0%	564 100.0%

※①～⑥の割合は「1.法定後見制度の利用者」の値を100%として、この値に対する各々の割合を算出している。

## 2) 成年後見制度に関する相談（検討）内容

表3. 成年後見に関する相談（検討）の内容

	1. 虐待及び その疑い	2. 消費者 被 害	3. 多重債務	4. 日常的 金 銭・財 産 管 理	5. 福祉サー ビス等 契約支援	6. 経済的 困 窮	7. 触 法 ケ ー ス	8. その他	合 計
全 体	7 4.3%	5 3.1%	4 2.5%	88 54.7%	31 19.3%	9 5.6%	1 0.6%	16 9.9%	161 100.0%
高齢者福祉・ 介護保険 サービス 事業 所	3 4.6%	2 3.1%	2 3.1%	37 56.9%	14 21.5%	4 6.2%	0 0.0%	3 4.6%	65 100.0%
障 害 福 祉 サー ビス 事 業 所	4 4.2%	3 3.1%	2 2.1%	51 53.1%	17 17.7%	5 5.2%	1 1.0%	13 13.5%	96 100.0%

調査時点から遡って過去1年間に事業所へ寄せられた成年後見に関する相談内容、ならびに事業所内で制度利用について検討された内容について、全体では、「日常的金銭・財産管理」が54.7%と最も高く、次いで「福祉サービス等の契約支援」19.3%、「その他」9.9%とつづいている。

また、事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「日常的金銭・財産管理」が56.9%と最も高く、次いで「福祉サービス等の契約支援」21.5%、「経済的困窮」6.2%が上位にあがっている。他方、障害福祉サービスでは、「日常的金銭・財産管理」が53.1%と最も高く、次いで「福祉サービス等の契約支援」17.7%、「その他」13.5%とつづいている。

### 3) 成年後見制度に関する研修会の実施状況

表 4. 成年後見制度の研修会実施、外部研修会派遣の状況

	1. 施設・機関内で研修会等のみ行っている	2. 外部の研修会等に派遣のみしている	3. 施設・機関内で研修会を行い、かつ外部の研修会等にも派遣している	4. 施設・機関内で研修会等は行っておらず、外部の研修会等にも派遣していない	合計
全体	4 7.4%	30 55.6%	7 13.0%	13 24.1%	54 100.0%
高齢者福祉・介護保険サービス事業所	3 6.8%	28 63.6%	3 6.8%	10 22.7%	44 100.0%
障害福祉サービス事業所	1 10.0%	2 20.0%	4 40.0%	3 30.0%	10 100.0%

事業所職員を対象とした成年後見制度に関する内部研修会の実施、及び外部研修会への派遣の状況について、全体では、「外部の研修会等に派遣のみしている」が55.6%と最も高く、次いで「施設・機関内で研修会等は行っておらず、外部の研修会等にも派遣していない」24.1%、「施設・機関内で研修会を行い、かつ外部の研修会等にも派遣している」13.0%、「施設・機関内で研修会等のみ行っている」7.4%とつづいている。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「外部の研修会等に派遣のみしている」が63.6%と最も高いのに対し、障害福祉サービスで

は、「施設・機関内で研修会を行い、かつ外部の研修会等にも派遣している」が40.0%と最も高かった。

「施設・機関内で研修会等は行っておらず、外部の研修会等にも派遣していない」については、高齢者福祉・介護保険サービス22.7%、障害福祉サービス30.0%と障害福祉サービスの方が7.3ポイント高い結果であった。

#### 4) 利用者や家族への働きかけ内容

表5. 成年後見制度に関する利用者や家族への働きかけ

(MA)

	1.利用者や家族向けに説明会(勉強会)を開催した	2.利用者や家族向けに施設だより等に記事を掲載した	3.利用者や家族向けにパンフレット配布やポスターでのお知らせをした	4.個々の相談に対応する中で、必要に応じて情報提供や支援をしている	5.その他	6.特に何もしていない
全体	5 9.3%	0 0.0%	10 18.5%	28 51.9%	2 3.7%	20 37.0%
高齢者福祉・介護保険事業所	0 0.0%	0 0.0%	7 15.9%	22 50.0%	2 4.5%	18 40.9%
障害福祉サービス事業所	5 50.0%	0 0.0%	3 30.0%	6 60.0%	0 0.0%	2 20.0%

成年後見制度に関する利用者や家族向けの説明会、ならびに情報提供の状況について、全体では、「個々の相談に対応する中で、必要に応じて情報提供や支援をしている」が51.9%と最も高く、次いで「特に何もしていない」37.0%、「利用者や家族向けにパンフレット配布やポスターでのお知らせをした」18.5%とつづいている。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「個々の相談に対応する中で、必要に応じて情報提供や支援をしている」が50.0%と最も高く、次いで「特に何もしていない」40.9%、「利用者や家族向けにパンフレット配布やポスターでのお知らせをした」15.9%とつづいている。他方、障害福祉サービスでは、「個々の相談に対応する中で、必要に応じて情報提供や支援をしている」が60.0%と最も高く、次いで「利用者や家族向けに説明会を開催した」50.0%、「利用者や家族向けにパンフレット配布やポスターでのお知らせをした」30.0%とつづいている。

## 5) 専門職員の配置状況

表 6. 成年後見制度に関わる相談に対応できる職員の配置状況

	配置している	配置していない	合 計
全 体	18 32.7%	37 67.3%	55 100.0%
高齢者福祉・介護保険サービス事業所	14 31.1%	31 68.9%	45 100.0%
障害福祉サービス事業所	4 40.0%	6 60.0%	10 100.0%

利用者やその親族、関係者に対して制度の内容や申請手続き・費用等に関して説明できる職員の配置状況について、全体では「配置している」が32.7%であるのに対して、「配置していない」が67.3%と34.6ポイント上回っていた。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「配置している」31.1%であるのに対し、障害福祉サービスでは40.0%と8.9ポイント上回っていた。

## 6) 成年後見制度の普及・浸透に必要な事柄

表 7. 成年後見制度の普及・浸透に必要なこと

	1.市長申立ての拡充	2.後見人の報酬に対する財政面の支援	3.法人・市民後見人など後見人のなり手の充実	4.制度を必要としている方への把握	5.制度を必要としている方への働きかけ	6.相談窓口の充実	7.申立て手続きの簡略化	8.その他	合 計
全 体	0 0.0%	3 5.7%	4 7.5%	2 3.8%	14 26.4%	13 24.5%	14 26.4%	3 5.7%	53 100.0%
高齢者福祉・介護保険サービス事業所	0 0.0%	2 4.5%	2 4.5%	2 4.5%	10 22.7%	12 27.3%	13 29.5%	3 6.8%	44 100.0%
障害福祉サービス事業所	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	9 100.0%

今後、成年後見制度を更に普及・浸透させるために必要な事柄について、全体では、「制度を必要としている方への働きかけ」・「申立て手続きの簡略化」がともに26.4%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」24.5%、「法人・市民後見人など後見人のなり手の充実」7.5%とつづいている。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「申立て手続きの簡略化」が29.5%と最も高く、次いで、「相談窓口の充実」27.3%、「制度を必要としている方への働きかけ」22.7%が上位にあがっている。他方、障害福祉サービスでは、「制度を必要としている方への働きかけ」が44.4%と最も高く、次いで「法人・市民後見人など後見人のなり手の充実」22.2%とつづいている。

### (3) 利用者対象調査の結果

表8. 利用者本人に成年後見制度が必要な理由

(MA)

	全 体	高齢者福祉・介護保険 サービス事業所	障害福祉 サービス事業所
1. 福祉サービス等の契約が難しいため	49 75.4%	6 37.5%	43 87.8%
2. 相続手続きができないため	24 36.9%	3 18.8%	21 42.9%
3. 施設・機関に対して利用料の滞納があるため	4 6.2%	1 6.3%	3 6.1%
4. 利用者本人の浪費が激しく、本人の財産を守るため	4 6.2%	2 12.5%	2 4.1%
5. 悪質な商法に騙される恐れがある、または騙されたため	18 27.7%	1 6.3%	17 34.7%
6. 近所から利用者本人の問題行動への苦情があったため	2 3.1%	1 6.3%	1 2.0%
7. 家族や親族など身内による財産侵害から本人の財産を守るため	11 16.9%	2 12.5%	9 18.4%
8. 第三者による財産侵害から本人の財産を守るため	2 3.1%	1 6.3%	1 2.0%
9. 家族や親族など身内による虐待を受けている、およびその疑いがあるため	2 3.1%	0 0.0%	2 4.1%
10. 第三者による虐待を受けている、およびその疑いがあるため	2 3.1%	0 0.0%	2 4.1%
11. 書類・手紙などを紛失するため	23 35.4%	5 31.3%	18 36.7%
12. 服薬の管理ができていないため	25 38.5%	7 43.8%	18 36.7%
13. 利用者本人が銀行へ行けないため	24 36.9%	8 50.0%	16 32.7%
14. 書類の内容が理解できないため	33 50.8%	9 56.3%	24 49.0%
15. 公共料金の滞納があるため	1 1.5%	1 6.3%	0 0.0%
16. 多額の借金があるため	1 1.5%	1 6.3%	0 0.0%
17. 将来にわたって支えとなる人が必要と思われるため	36 55.4%	11 68.8%	25 51.0%
18. 日常生活上の金銭管理の範疇を超える法律行為が必要となったため	1 1.5%	1 6.3%	0 0.0%
19. その他	10 15.4%	0 0.0%	10 20.4%

先述した表2の「家族等の支援者もおらず、現在、法定後見制度の利用がただちに必要だと思われるが、制度利用につながっていない利用者」に該当する65ケースについて、成年後見制度が必要な理由を確認すると、全体では、「福祉サービス等の契約が難しいため」75.4%が最も高く、次いで「将来にわたって支えとなる人が必要と思われるため」55.4%、「書類の内容が理解できないため」50.8%、「服薬の管理ができないため」38.5%とつづいている。

これを、利用者が受けている事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「将来にわたって支えとなる人が必要と思われるため」が68.8%と最も高く、次いで「書類の内容が理解できないため」56.3%、「利用者本人が銀行へ行けないため」50.0%とつづいている。他方、障害福祉サービスでは、「福祉サービス等の契約が難しいため」87.8%、「将来にわたって支えとなる人が必要と思われるため」51.0%、「書類の内容が理解できないため」49.0%とつづいている。

## 2) 制度利用につながっていない理由

表9. 成年後見制度が必要だと思われるが、制度利用につながっていない理由 (MA)

	全 体	高齢者福祉・介護保険 サービス事業所	障害福祉 サービス事業所
1. 利用者本人が拒否しているため	4 6.2%	3 18.8%	1 2.0%
2. 家族・親族の同意が得られないため	8 12.3%	2 12.5%	6 12.2%
3. 家族や他の機関の支援で対応できるため	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4. 利用するまでに時間がかかるため	2 3.1%	2 12.5%	0 0.0%
5. 適当な後見人が見つからないため	2 3.1%	1 6.3%	1 2.0%
6. 利用に費用がかかるため	6 9.2%	2 12.5%	4 8.2%
7. 手続きが面倒なため	1 1.5%	1 6.3%	0 0.0%
8. 利用の方法がわからず本人や家族にすすめられないため	1 1.5%	1 6.3%	0 0.0%
9. 制度の内容がわからず本人や家族にすすめられないため	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
10. 制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかないため	24 36.9%	8 50.0%	16 32.7%
11. その他	32 49.2%	1 6.3%	31 63.3%

成年後見制度が必要だと思われるが、制度利用につながっていない理由について、全体では、「その他」<sup>6)</sup>が49.2%と最も高く、次いで「制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかないため」36.9%、「家族・親族の同意が得られないため」12.3%とつづいている。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかないため」が50.0%と最も高く、次いで「利用者本人が拒否しているため」18.8%、「家族・親族の同意が得られないため」・「利用するまでに時間がかかるため」・「利用に費用がかかるため」各々12.5%が上位にあがっている。他方、障害福祉サービスでは、「その他」が63.3%と最も高く、次いで「制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかないため」32.7%、「家族・親族の同意が得られないため」12.2%とつづいている。

### 3) 制度利用につなげる支援上の問題点

表10. 成年後見制度の利用につなげる援助の実施における困難

(MA)

	1. 技術的に困難	2. 立場上困難	3. 主導者が不明	4. 関連機関・団体との連携が困難	5. 対応スタッフがない	6. 近隣のサービスが不足	7. その他	8. 困難な点はない
全体	10 16.1%	11 17.7%	18 29.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	35 56.5%	6 9.7%
高齢者福祉・介護保険サービス事業所	6 46.2%	1 7.7%	5 38.5%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	3 23.1%
障害福祉サービス事業所	4 8.2%	10 20.4%	13 26.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	34 69.4%	3 6.1%

成年後見制度の利用につなげる支援を実施する上で困難な点について、全体では、「その他」が56.5%と最も高く、次いで「主導者が不明」29.0%、「立場上困難」17.7%とつづいている。

事業区分別に確認すると、高齢者福祉・介護保険サービスでは、「技術的に困難」が46.2%と最も高く、次いで「主導者が不明」38.5%、「困難な点はない」23.1%が上位にあがっている。他方、障害福祉サービスでは、「その他」<sup>7)</sup>が69.4%と最も高く、次いで「主導者が不明」26.5%、「立場上困難」20.4%とつづいている。

## 5. 考 察

### (1) 潜在的需要の多さとその要因

表2の結果より、成年後見制度の潜在的需要の多さとその特徴が明らかとなった。第1にA市における制度の利用対象者数は1,662人であり、この内、法定後見制度を利用している者の割合は6.9%に過ぎず、78.6%が現在制度利用が必要であるにも関わらず、家族等の支援により制度利用に至っていないケースであった。また、家族等の支援も得られず直ちに制度利用が必要なケースも3.9%認められた。特に高齢者福祉・介護保険サービスで家族の支援等により制度利用に至っていないケースが89.7%と非常に高い割合を占めている点、他方、直ちに制度利用が必要なケースについては障害福祉サービスの方が高く8.7%に至っている点が特徴として上げられる。

以上のことから、成年後見制度の潜在的需要は非常に多く、特に高齢者福祉・介護保険サービスでは、家族の支援によって利用者が支えられている現状が明らかとなった。この結果の理由としては、制度自体がまだ利用者本人及び家族に浸透しておらず制度利用の重要性が認識されていないことと、他方、事業所においても、福祉医療サービス契約時に後見人による代理契約を徹底しておらず、家族・親族が代理権の無いまま契約締結を代行することが黙認されている現状がうかがえる。

また、直ちに制度利用が必要なケースのその理由については、表8の結果より、高齢者福祉・介護保険サービス、障害福祉サービスいずれの利用者にも共通して、「将来にわたって支えとなる人が必要と思われるため」が相対的に高い割合であがっているが、「福祉サービス等の契約が難しいため」や「相続手続きができないため」については、両者の割合に大きな差がみられ、いずれについても障害福祉サービスの方が高い結果であった。この理由としては、障害者よりも高齢者の方が配偶者や子どもなど家族からの支援が得られやすいことと、サービス利用契約等にあたり障害福祉サービスの方が後見人等との代理契約を徹底していることが考えられる。

## (2) 制度利用を阻む要因と制度利用の促進に向けた方策

以上のように、制度利用が進まない要因として、事業所職員、利用者本人、利用者家族、の三者に内包される問題が複合的に作用し制度利用を阻んでいることが考えられる。

まず、事業所職員については、表9の結果より、制度自体の内容理解は進んでいるものの、制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかず、利用者本人や家族に対して働きかけが十分にできていない状況が明らかとなり、利用者や家族に対する制度利用への働きかけについて「特に何もしていない」が37.0%と高い割合であがっていた(表5)。事業所職員が制度利用を促進するためには、制度内容の理解はもちろんのこと、実際に制度利用をすすめるタイミングを見極められる実践的なスキルを身に付けることが必要となる。そうした専門的知識やスキルを身に付ける場としては、施設内外における研修会等が活用されることが望ましいのであるが、研修会の実施状況については、事業所内、ならびに外部研修会への派遣のいずれも行っていない事業所が24.1%に上る状況にあった(表4)。

そこで、利用者本人や家族にとって最も身近な専門職である事業所職員からの働きかけの影響は大きいことから、今後、成年後見制度の利用を促進するには、事業所において成年後見制度に関する教育・啓発を徹底し、職員に制度に関する知識と実践的なスキルを身に付けさせることが重要な方策としてあげられる。こうした取り組みにより、成年後見制度についての知識の少ない利用者本人ならびに家族へ制度利用が促されるとともに、制度利用を拒否する利用者に対しても正確な情報(手続き、費用、助成制度等)を提供するとともに制度利用の正しいタイミングを示唆することが可能になると考えられる。また事業所内で主導者を明確にしつつ、可能な限りサービス利用契約にあたり利用者本人もしくは後見人等との代理契約を徹底することが望ましい。

他方、利用者家族については、制度利用についての理解が得られないケースや、制度利用は承諾しているが、利用手続きにあたり個々の家庭事情によって先に進まないケースなどが明らかとなった。いずれのケースについても事業所ならびに職員からの地道な働きかけが重要であるが、特に後者については、調

査結果より遠方である等の物理的問題や家族内での人間関係等の問題も孕んでいることから、すぐに解決する見込みが無い場合には、市長申立等を利用しつつ、専門職後見の利用とともに、法人後見、市民後見等の受け皿の確保が重要な課題となる。

## 6. おわりに

以上、本稿では、三重県A市で実施した調査結果を検討対象とし、成年後見制度の利用を阻む要因の分析、及び制度利用促進に向けた方策についての考察を行った。本稿の結論を繰り返すと、まず第1点目として、成年後見制度の潜在的需要が非常に多く、特に高齢者福祉・介護保険サービスでは、家族の支援によって利用者が支えられているがために制度利用に至っていない現状が明らかとなった。第2点目として、成年後見制度に関する研修会についての実施状況は不十分であり、相談対応専門職員の配置も全体の約3割にとどまっている状況であった。また利用者ならびに家族に対する働きかけについては、約4割の事業所で何も行っていない状況にあった。そして、第3点目は、制度利用が進まない要因として、事業所職員の実践的スキル不足と利用者ならびに家族に対する働きかけの少なさ、また利用者家族が制度利用を承諾しているにも関わらず、手続きが進まない中で、対処に困惑せざるを得ない事業所職員の苦境が明らかとなった。以上の知見を踏まえ第4点目では、今後の成年後見制度の利用促進に向けた方策として、事業所職員に対する教育・啓発の徹底とそれによる実践的スキルの向上、サービス利用契約にあたり利用者本人もしくは後見人等との代理契約の徹底、ならびに専門職・法人・市民後見の利用を提示した。

最後に本稿の限界と今後の課題について述べておく。まず本分析に用いた調査は、1地方都市のみで実施したため偏りがあると言える。三重県A市は大阪圏のベットタウンとして発展してきたことから、立地や住民の特性からみて大都市部と農村部の中間に位置づけられる都市であり、今回の結果は即大都市部や農村部に適用されるものではない。但し、こうした多様なデータの蓄積こそが、日本における成年後見制度利用の促進策を考察していく上で重要だと考える。

また、今後の課題としては、法人・市民後見の可能性についての検討があげ

られる。先述したように、家族・親族による後見が望めないケースが多数存在し、かつ専門職による受任の数にも限りがある現状においては、将来見込まれる需要に対する後見人の受け皿として法人・市民後見の役割が今後更に重要となる。これら2者が地域の受け皿としていかに役割を分担しかつ連携していくかを、市民後見人となりうる人材の確保ならびにその質の担保、及び法人後見の財政基盤の安定化の方策を含めて検討していく必要がある。

## 注

- 1) 「民法の一部を改正する法律」「任意後見契約に関する法律」「後見登記等に関する法律」「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
- 2) 宮内康二「成年後見制度の重要性と定着・普及への課題」『公衆衛生』, vol. 75, No.4, 2011年, 43頁。
- 3) 2008年から年間の集計月が1月から12月変更されていることから正確な数値ではなくあくまで目安とされたい。
- 4) 岡村美保子「成年後見制度」国立国会図書館調査及び立法考査局『少子化・高齢化とその対策総合調査報告書』, 2004年, 201頁。
- 5) 今後5年以内の利用見込みも含む。
- 6) 「その他」については、自由記述で回答を求めており、親族が制度利用の手続きを進めない、親族と連絡が取れない、親族が遠方にいる、親族間での争い等、親族の行動が原因となり制度利用につながっていないという理由、また親族や利用者本人の制度理解の低さが制度利用を妨げているなどの理由が含まれていた。
- 7) 「その他」については、自由記述で回答を求めており、利用者本人及び家族の制度理解不足、制度を薦めるタイミングがつかめない等の職員の技量不足、親族間での争い・親族間での財産管理方法、等の理由が含まれていた。